

JAL 不当労働行為裁判（1月22日高裁第1回弁論）を傍聴して
（JALOB）

小雨降り続く高裁前の街頭宣伝には84名が集まりました。高裁824号法廷で第1回の弁論が行われ、その後の報告集会にも83名が参加しました。

JAL 不当労働行為は、2010年当時整理解雇が強行されようとする中の労使交渉で起きたものです。

管財人が「スト権を立てれば3,500億円の支援金は出資しない。」と乗員、客乗組合を脅かしたることについて都労委が不当労働行為と認定（2011年8月）し、JALが控訴した地裁でも都労委の認定を支持する判決（2014年8月）を出しました。

今日の高裁では

JAL側弁護士は再生支援（3,500億円の出資）の前提条件が安全かつ安定的な運航維持であり、ストによって安定的な運航が停止するリスクがあり支援機構の責任が問われることになるのでスト権確立の前に見解を伝える必要があった。と従来の主張をくり返しました。また当時の支援機構の責任者の承認尋問を行うよう求めました。

組合側弁護士は、スト権の確立とスト権の行使とは同じものではなく、組合は解決に向け真摯に交渉を行っていて、直ちに争議権を行使したり、長期安定的な運航が不能になるなどは事実と異なり、対等な労使交渉を否定するものである。

また、管財人の発言は企業再生支援委員会の正式決定でもなく、嘘と脅かしであり支配介入が正当化される余地はないと反論しました。また、乗員組合、客乗組合の委員長から会社主張への反論の意見陳述が行われました。

○報告集会では法違反を許さず安全運航を守ろうと沢山の発言がありました。

*職場では乗員の流失が続いている、JALグループ全体では250名が他社に行っている。減便を余儀なくされている会社もある。

経営者は人を大事にすることが欠けていることが問題点、支えてきた人、今いる人達を大事にする気持ちを持って欲しい。

*整理解雇が行われた後600名近くが退職、新人も根づかない。2000名の採用があり、客乗の職場では3人に一人が新人と言う状況になっている。職場が活力を失っているのは、もの言う組合への差別や排除という労務政策が全く変わっていないことにある。

*不当労働行為の発言は、組合つぶしの不当整理解雇と一体のもの、この裁判に勝つことが、整理解雇の最高裁判決での勝利につながる最大の保障になる。

*会社はスト権への発言は安全運航確保のためというが、法違反の不当労働行為を行ってもいいと言うのはとても矛盾している、法を犯しての安全運航はおかしい。

*人員不足の中、60歳を超えた特別運航乗務員の採用が発表されているが、その前に整理解雇問題の早期の自主解決と機長養成の促進などやるべきことがある。

*過去に国会で交通安全特別委員会で解雇事件や労務問題が追及され会社を動かす状況をつくった、支援の輪が広がるなかで国会でも解決の取組に力を入れて欲しい。

○次回弁論期日は3月26日（木）午後3時40分～ 824号法廷 となりました。

○不当労働行為の裁判経緯は下記の不当解雇撤回原告団のホームページに詳しく掲載されています。

<http://jalgkd.wix.com/japan-airlines165#!/c18ka>